

一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント

江戸桜通り地下歩道 イベント利用規約 ver6

第1条(使用規約について)

江戸桜通り地下歩道（以下、「本施設」という）のイベント申し込み及び使用にあたり、利用者は、一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント（日本橋室町地域の活性化のため本施設を活用して街の賑やかし等を行う法人。以下、「当法人」という）が作成した使用規約（以下、「本規約」という）を事前に確認の上、遵守しなくてはならない。

第2条(申し込みについて)

本施設は公道であるため、街の関係者等によって別途定めたガイドラインに則り、当法人の審査に通過後、中央区の承認を経たイベントについて開催することが出来る。

- (1) 日本橋室町地域の賑やかしに資する内容を含むものとする。尚、街の賑やかしとは下記と定義する。
 1. 日本橋室町地域への幅広い客層の来客増や、街の回遊増を見込め、街全体の活性化に寄与出来ること。
 2. 具体的には、下記のような内容を指す。
 - ・街の魅力や文化などの紹介及び情報発信等
 - ・地元商店、企業、街の賑やかし施設の紹介やコラボレーション及び情報発信の実施等
 - ・来街者の増加、来街機会の創出に寄与するイベントの実施等
- (2) 予約申し込みは、希望期日の半年前から開始とする。

第3条(契約について)

- (1) 当法人の審査及び中央区の承認を得た場合は、当法人より送付する「審査通知書兼予約金請求書（以下、「通知書」という）」に記載されている費用の振り込み及び、「イベント申込書兼契約書（以下、「契約書」という）」の提出を、通知書の受領後14日以内（ないしはイベント開催日の1週間前）までに行うこと。
- (2) 通知書受領後、前項記載の期限内に振込及び契約書提出が行われなかった場合は、事由の如何に拘わらず、通知内容の効力を失う。

第4条（利用期間）

- (1) 利用期間とは、本施設においてイベント開催の準備を開始する時間から、イベント終了後に原状回復作業を完了して当施設から退出する時間までの期間をいう。尚、原状回復とは利用者持ち込み備品類を撤去し、有料貸出備品類が所定の保管場所へ収納され、江戸桜通り地下歩道上に付帯備品等が何もない状態をいう。
- (2) 利用期間は基本的には、連続して3日以内とする。
- (3) 基本利用時間は10時から21時までとする。尚、搬入搬出及び設営に関しては、当法人の許可及び、定められたルールに則ることを条件に基本利用時間外であっても可とする。

第5条（施設及び付帯設備等の利用について）

- (1) 利用者がイベント開催のために利用することができる範囲は、当法人が定めた本施設のイベント占有区画約130㎡（但し、内容によっては最大約440㎡）に限る。
- (2) 当施設利用にあたり、当法人指定のイベント指定業者（イベント開催に際して当法人の代行者として利用者に対し本施設等の管理・運営補助を行う者。以下、「指定業者」という）と契約を必ず行うこと。
- (3) 利用可能な付帯設備・有料貸出備品等は当法人が指定し、利用者は使用方法、使用時間、利用料等及びその支払方法、使用期日その他に関して全て本施設の定めに従うこと。
- (4) 連日開催の場合、夜間における什器配置については当法人が指定する箇所に収めるものとし、21時～24時は警備員又は、警備員と同様の業務を実施出来る要員を配置すること。尚、発火の恐れがある設備類の残置は禁止する。
- (5) 利用者は、常に善良な管理者の注意をもって本施設を使用し、全て自らの責任と費用にて運営、必要な全ての事前準備及びイベント終了後の原状回復作業を行う。
- (6) 利用者の責任担当者は、利用期間中本施設に常駐すること。また、利用者による荷物の発送及び受け取りは、利用者が責任を持って受け取り、且つ基本利用時間内に限る。
- (7) 利用者は、本施設及び本施設周辺における来客の誘導を、当法人及び指定業者が指示する方法に従って行い、来客に事故その他一切の迷惑を及ぼさないように常に万全の配慮を講じなければならない。
- (8) 本施設の機材・設備の故障等により、利用者の目的が達成されなかった場合であっても、本施設による利用料金の返還以上の損失補償はしない。

第6条（必要な費用）

- (1) イベント開催について基本的に必要な費用とは、施設調整費、施設使用における実費（電気・空調）、行政手続費（警察）、イベント指定業者立会費の総額とす

る。尚、イベント指定業者の立ち会い費以外は前納とする。

- (2) 必要な費用の総額は、(1) 以外に、イベント指定業者の立ち会いの時間外費、有料備品貸出費、その他デジタルサイネージ及び他施設の利用料等の合計額とする。
- (3) 利用者は、本施設のうち一部の施設を利用しない場合にでも、利用料の減額を請求することはできない。
- (4) 利用者は、所定の費用を当法人が指定する方法に従って指定口座に支払うものとする。尚、支払いにかかる振込み手数料は利用者負担とする。

第7条 (キャンセル料)

- (1) 使用契約は、利用者より解約の申し入れがあった時に終了する。この場合、当法人は違約金として、利用料金合計の全部又は一部を下記の区分に従い利用者より徴収し、このほか当法人が被った損害を利用者に対し、請求することができる。
 1. 利用開始日より 61 日前までのキャンセルのときは施設管理費の 25%。
 2. 利用開始日より 60 日前から 15 日までのキャンセルのときは施設管理費の 50%。
 3. 利用開始日より 14 日以内のキャンセルのときは施設管理費の全額。
 4. 利用期間中に使用契約が終了したときは施設管理費の全額。
- (2) 前項によって使用契約が終了したときは、当法人は、受領済の料金から違約金の額と返金による振込み手数料を差し引いた額を、契約終了日から 14 日以内に利用者へ返還する。万が一、受領済の利用額が違約金の額に満たないときは、利用者はその不足額を同期間内に当法人に支払う。
- (3) 当法人による機器・備品・人員等の手配物について、利用開始日より 14 日以内のキャンセルのときは、利用者は手配に関わる全額を当法人に支払う。

第8条 (イベント開催の準備)

- (1) 利用者は利用開始日の 21 日前までにイベント開催の詳細 (イベント概要、タイムスケジュール、組織・運営体制図、誘導警備計画、什器・備品等配置計画、搬入搬出計画、行政提出書類等) について、当法人及び指定業者と打合せを行い、開催の 21 日前までに決定をすること。
- (2) マイク・音楽利用、飲食行為 (営業有無関係なし)、物品の販売、チラシ配布、においが出る可能性があるものについては、事前に当法人の承諾を得なくてはならない。
- (3) 当日のイベント開始前に設備及び有料貸出備品類の数量・破損等の現況について指定業者と事前に確認しなければならない。

第9条 (イベント終了後の措置)

- (1) 利用者は、イベント終了後、利用者の設備・有料貸出備品等を搬出及び所定の箇

所に返却し、利用場所の清掃等を行って開始前と同様の原状回復を行い、利用期間満了の時間までに本施設から退出しなければならない。

- (2) 前項の原状回復作業は全て当法人及び指定業者の監督及び指示に従うこと。
- (3) イベント終了後は、必ず当法人及び指定業者の立会いの下、原状回復状況の確認を双方にて行うこと。
- (4) ゴミは利用者が自ら持ち帰ること。
- (5) 釘その他身体に危険を及ぼすおそれのあるものの残置など、原状回復に問題（隠れた問題も含む）があり、これにより当法人及び指定業者、その他の第三者が損害を被った場合は、利用者はその損害を賠償しなければならない。

第 10 条（美観景観・騒音規制等）

- (1) 利用者は、本施設を利用するにあたり騒音規制に関する法令等及び当法人の指示を遵守し、その他周辺環境の維持に努めなければならない。
- (2) 本施設及び近辺に迷惑を及ぼす騒音・振動・異臭等を伴うものについては、設置前設置中にかかわらず設置の制限、並びに設置中止を当法人及び指定業者は指示することができる。

第 11 条（販促物及びちらし等の配布）

- (1) 本施設及び近辺での販促物・ちらし等その他宣伝物（サンプリング含む）の配布については、利用開始日の 21 日前までにその詳細を当法人に申し入れ、当法人の承諾を得なければならない。
- (2) 前項において承諾を得た場合、利用者は、掲出する場所及び方法について当法人の指示に従い、必要な作業を全て自らの責任と費用にて行う。
- (3) 利用者は、本施設及び近辺に既に存する広告又は看板等の取り外しや削除を要求できない。但し、当法人が特に許諾した場合を除く。
- (4) 本施設で使用する販促物のデザイン及び表現について、掲出の前に、当法人及びイベント指定業者の承諾を得るものとする。尚、地域特性に配慮すると共に周辺的美観風致を著しく阻害しないものとする。

第 12 条（撮影及び放映・放送等）

- (1) 利用者は、本施設及び近辺にて録画、録音又は撮影（以下、「本件撮影等」という）をするときは、利用開始日の 21 日前までに、本件撮影等の目的、使用する器材について当法人及び指定業者に申し入れ、当法人の承諾を得なければならない。
- (2) 利用者は、本件撮影等によって作製した映像もしくは画像（以下、「映像等」という）の放映、上映、放送、配信、出版、製品化など（以下、「放映等」という）を希望するときは、事前にその詳細を当法人に申し入れ、当法人の承諾を得なければならない。映像等を二次使用する場合も同様とする。

- (3) 利用者は、映像等の放映等を行う場合、当該放映等において、本施設の景観及び広告物の映像に変更、切除その他の改変を加えることはできず、これらの告知の内容及び方法は、利用者と当法人が協議して定める。
- (4) 利用者は、当法人の承諾を得た場合に限り、第三者に映像等の放映等の権限を譲渡し、又は放映等を許諾することができる。この場合、当該第三者に本条の定めを厳守させなければならない。

第 13 条 (諸官庁への届出)

利用者は、本施設を利用するにあたって、法令に定められた事項を、利用者の責任と負担において所轄の官庁に届出を行い、担当官庁の指示に従う。この場合、利用者は、常に届出内容について事前に当法人の承諾を受け、かつ、担当官庁から受けた指示の内容を直ちに当法人に通知する。

万一、届出不備のため利用不可能となった場合、当法人は一切責任を負わない。
尚、中央区及び警察署への申請・承認は当法人が代行するものとする。

第 14 条 (利用権の譲渡禁止)

利用者は、使用契約上の地位を第三者に譲渡もしくは転貸できない。

第 15 条 (禁止事項)

利用者は本施設において下記の行為をしてはならず、また、来場者その他第三者にこれらを行わせてはならない。

- (1) 当法人の承諾なくして本施設及び近辺で物品の販売、サンプリング、飲食、勧誘、客引き、募金、撮影、及びちらしその他の宣伝物の配布、掲示、又はこれに類する行為を行うこと。
- (2) 本施設及び近辺に危険物を持ち込むこと。
- (3) 入場者を限定すること。(当選者のみが参加出来るクローズイベント等)
- (4) 暴力団その他反社会的団体並びにその構成員及び関係者を本施設に入場させること。
- (5) 指定の場所以外で飲食、喫煙すること。(本施設は全エリア禁煙)
- (6) ゴミを放置するなど、本施設及び近辺を不衛生な状態にすること。
- (7) 騒音、振動、異臭を発するなど本施設及び近辺に迷惑となる行為をすること。
- (8) 火気の使用及び調理を行うこと。
- (9) 壁、床、器具その他「本施設」及び備品の一切に対し、落書き、損傷及び破壊等これらを汚損する行為をすること。また、建物、付帯設備への釘打ち、画鋸打ち及びガムテープ・セロハンテープを含むすべてのテープ類の使用をしてはならない。
- (10) 過剰な顧客の動員、及び重量(500Kg/m²)を超える重量物等を設置すること。
- (11) 過剰な音量を発するなど通行の快適性及び、心身の健康に支障をきたす演出をす

ること。

- (12) 博打もしくは富くじの販売など社会通念を逸脱する企画を行うこと。
- (13) 暴力行為、無謀行為など自己及び他人に危険を生じさせる行為をすること。
- (14) 本施設利用者、関係者等が本施設利用後に飲酒運転を行うこと。また、本施設利用後に運転を行う者に、飲酒を勧めること。
- (15) 盲導犬、介助犬、聴導犬以外の生体を持ち込むこと。
- (16) 楽器の演奏、声楽及び本施設及び近辺に迷惑となる大音量(概ね 80 デシベル以上)を発するもの。但し、当法人及び指定業者が認めた楽器で問題ないと判断した場合のみこの限りではない。
- (17) 本施設を汚損する恐れのあるイベントを実施すること。但し、養生シート等で養生をすることにより、当法人及び指定業者が問題ないと判断した場合のみこの限りではない。養生等を実施したにもかかわらず発生した汚損については、利用者が責任をもって原状回復する。
- (18) イベント動員数が、本施設の許容量を大幅に超えない内容で実施すること。
- (19) 避難導線、点字ブロックを塞ぐ、あるいは通行帯 3.5 m を確保できない配置計画で実施すること。
- (20) 基本利用時間以外に開催すること。
- (21) 本施設に付設している広告媒体や通行上のサイン類の視認を妨げる什器・広告物を配置すること。
- (22) 食品衛生法に抵触するもの、食品表示ラベル未記載のものを販売すること。
- (23) 当法人及び当法人の保有する画像・名称・連絡先等を無断で使用すること。
- (24) その他、当法人及び指定業者が本施設の諸設備の維持又は保全のために禁止した事項を行うこと。
- (25) その他、本施設及び近辺で、顧客その他の第三者に迷惑を及ぼす言動及び行為、当法人及び指定業者が禁止した事項を行うこと。

第 16 条 (施設管理権)

- (1) 利用者が前条の定め違反するとき、又は当法人及び指定業者の注意に従わない場合、当法人及び指定業者はこの者を本施設から退場させることができる。又はその対象は、利用者のみならず、利用者の顧客、その他第三者についても及ぶものとする。
- (2) 利用者及び利用者の顧客、その他第三者は、本施設において自己の身体及び財産について自らの責任でこれを管理する。当法人及び指定業者は、本施設での盗難、紛失、障害等の損失に対して一切責任を負わず、利用者はこれに異議を述べない。
- (3) 利用者は前二項の定めについて、関係者や利用者の顧客に周知徹底しなければならない。

第 17 条 (付保義務)

利用者は、イベント開催に関連する万一の事故等による損害を補償するため、利用者の責任と負担において保険会社との間にイベント保険などの損害保険や、傷害保険等を締結すること。尚、当法人が特別に別途保険等への加入が必要と判断する場合は、利用者はその指示に従う。

第 18 条（当法人及び指定業者の立入権）

- (1) 当法人及び指定業者は、本施設の維持・保安及び管理等のために利用期間内に、いつでも本施設の適宜場所に立入り、必要な措置を講ずることができる。この場合、利用者は、当法人及び指定業者が講ずる措置に必要な協力をしなければならない。
- (2) 前項において催物の中止に伴う場合の損害について、当法人及び指定業者は一切補償しない。利用者は、当法人及び指定業者に対し、損害賠償その他何らの請求をすることができず、万一、観客その他の第三者との間に紛議が生じたときは、自らの責任と費用にてこれを処理解決するものとする。

第 19 条（利用者の損害賠償責任）

- (1) 利用者及び利用者の顧客、その他第三者が本施設を利用するに際して諸施設を汚損又は毀損したときは、利用者は、当法人にその旨の申し出を行うと同時に、当法人の指示の元、速やかに原状回復を行うものとする。尚、それによって関連する損害についても、利用者は弁償をするものとする。
- (2) 利用期間中に来場者その他の第三者に事故その他の損害が生じたときは、本施設の施設上の問題に起因する場合を除き利用者は、全て自らの責任と費用にて当該来場者らに対し直接損害を賠償し、当法人の指示に従い謝罪広告掲載等の信用回復のための措置をとり、当法人に対し、財産上の負担その他一切の迷惑をかけない。
- (3) 前項の場合、当法人及び当法人が第三者より責任を追及され当該第三者に損害賠償を行ったときは、当法人及び指定業者は、直ちに利用者に対し損害賠償に要した費用の一切を請求できる。

第 20 条（利用開始前及び開始中の契約の解除）

- (1) 利用者が下記各号のいずれかに該当したときは、当法人は利用者に対し、何らかの催告をすることなく直ちに使用契約を解除することができる。この場合、解除の通知を発信したときに使用契約は当然に終了する。
 1. 利用申込書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
 2. 当法人がイベントの内容について法令又は公序良俗に反すると認めたとき。
 3. 当法人の信用を毀損する行為があったとき。
 4. 当法人が、本施設及び近辺に迷惑を及ぼすおそれがあると判断したとき。

5. 社会的な道徳又は倫理に反する行為があったとき。
 6. 当法人の運営方針に反する行為があったとき。
 7. 仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
 8. 自ら振り出した手形もしくは小切手の不渡処分を受け、又は銀行取消処分を受けたとき。
 9. 営業を廃止し、又は解散したとき。
 10. 営業停止処分を受け、又は営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき。
 11. 破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立を受け、又は自らこれらの申立をしたとき。
 12. 経営状態が悪化し、本契約を継続することが著しく困難であると客観的に認められたとき。
 13. イベントの内容等により当法人及び指定業者、利用者、第三者の間に紛争を生じ、又はそのおそれがあるとき。
 14. 利用者が使用契約及び規約に定める事項を遵守しない場合、又は当法人及び当法人が指示した事項に従わないとき。
 15. その他、第 15 条記載の禁止事項に抵触したとき。
- (2) 前項によって使用契約が終了したとき、当法人は、利用者に対し、受領済の利用料金を一切返還せず、利用料金総額の全部を取得し、このほか当法人、指定業者等が被った損害賠償を請求できる。この場合、万一、利用料金の未払いがあるときは、利用者は、当法人及び指定業者に対し未払い額の全額を契約終了の日から 7 日以内に支払う。

第 21 条（反社会的勢力の排除）

利用者は暴力団等反社会的勢力との関係ないし関与の事実がないことを、当法人に対して誓約する。尚、暴力団等反社会的勢力との関係ないし関与の事実には、次の各号に掲げる場合を含むがこれらに限られないものとする。

- (1) 利用者の関係者が暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者である。なお、利用者の関係者は、利用者及びその役員もしくはこれに準ずる者、利用者の関連会社、その役員もしくはこれに準ずる者を含むものとする。
- (2) 暴力団等反社会的勢力が利用者の関係者の経営に関与している。
- (3) 利用者の関係者が暴力団等反社会的勢力に資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等反社会的勢力の維持もしくは運営に協力もしくは関与している。
- (4) 利用者の関係者が暴力団等反社会的勢力とともに社会的に批判を受ける事業を営んでいる。

第 22 条（当法人の権利保護）

当法人及び当施設周辺の施設地権者や中央区と競合等する企業等の利用、及び当法人等の

権限を侵害する恐れのある申し入れ等が利用者よりあった場合、当法人等の意向が第一優先されることを、利用者は異議なくこれを了承する。

第 23 条（非常時における対応）

- (1) 利用者は、本施設の利用に際して、不測の事態に備え非常口、消火設備、避難方法などを事前に確認するとともに、作業員等関係者に対して周知徹底すること。
- (2) 地震、火災その他の非常事態が生じた場合に対処するため、利用者は消防署その他の関係諸官庁へ提出した書面に記載された事項を熟知しなければならない。
- (3) 地震、火災その他の非常事態が生じ、関係諸官庁から特別な指示があった場合、利用者は、自らの責任でこれに従い対処する。また、当法人及び指定業者の指示に従わなければならない。
- (4) 本施設は災害時の帰宅困難者一時待機場所に指定されており、地震、火災その他の非常事態が生じ、本施設が帰宅困難者一時待機場所として供用される場合は、速やかにイベントを終了し、設置什器等を撤去するものとする。尚、その際に利用者が被る損害について、当法人による賠償は行わない。

第 24 条（提出書類）

当法人が必要と判断した場合は、利用者に対し、会社案内、現在事項証明書、印鑑証明書等、当法人が指示する書類の提出を求めることができ、利用者はこれに従わなければならない。

第 25 条（定めのない事項）

本規約に定めのない事項は、利用者が本施設を健全な目的のために円滑に利用することを第一義として、誠意を持って協議の上円満に解決する。

※本規約は 2015 年 7 月 28 日に作成したもので、今後変更する場合がございます。